

○滋賀県中小企業活性化審議会規則

平成25年3月22日滋賀県規則第6号

滋賀県中小企業活性化審議会規則をここに公布する。

滋賀県中小企業活性化審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（平成24年滋賀県条例第66号）第17条第5項の規定に基づき、滋賀県中小企業活性化審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 審議会は、必要があるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、商工観光労働部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

滋賀県中小企業活性化審議会委員名簿
(任期:平成27年9月1日～平成29年8月31日)

(敬称略、五十音順)

| 氏名 | 役職等 | 備考 |
|--------|---------------------|----|
| 浅野 邦彦 | 浅野運輸倉庫株式会社 代表取締役社長 | |
| 磯田 陽子 | 株式会社あみ定 取締役会長 | |
| 井上 多佳子 | 滋賀県地域女性団体連合会 副会長 | |
| 今井 悦夫 | 株式会社滋賀銀行 専務取締役 | |
| 片岡 哲司 | 有限会社双葉荘 代表取締役社長 | |
| 川口 剛史 | 株式会社市金工業社 取締役社長 | |
| 北川 陽子 | 北川織物工場 | |
| 小出 英樹 | 株式会社 キントー代表取締役会長 | |
| 坂田 徳一 | 株式会社坂田工務店 代表取締役 | |
| 竹中 滋祥 | 長浜信用金庫 常務理事 | |
| 竹中 仁美 | 株式会社愛ユーケアサービス 代表取締役 | |
| 辻田 素子 | 龍谷大学経済学部 教授 | |
| 羽田 真樹子 | 公募委員 | |
| 日向 寛 | 株式会社日向電子工業所 代表取締役会長 | |
| 弘中 史子 | 滋賀大学経済学部 教授 | |
| 福井 正明 | 高島市長 | |
| 藤岡 順子 | 平和堂労働組合 中央執行副委員長 | |
| 宮川 孝昭 | 株式会社永樂屋 代表取締役社長 | |
| 森下 あおい | 滋賀県立大学人間文化学部 教授 | |
| 盛武 隆 | 公募委員 | |